

県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	ぐんま男女共同参画センター
所在地	群馬県前橋市大手町1-13-12
所管部局・課	生活こども部・生活こども課 男女共同参画室

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例

2 施設の役割

(1) 設置目的 男女共同参画社会づくりに向けた事業、活動、協働、連携を推進するための総合的な拠点施設として設置 (2) 設置当初の状況 全国と比較して、当県は男女共同参画センターの設置が遅れている状況であった。男女共同参画推進施策の実施体制の強化という観点から、かねてより当施設の設置が強く望まれており、地域における男女共同参画社会の推進拠点として設置されることとなった。 (3) 施設を取り巻く現状 男女共同参画社会の実現に向けた拠点施設として、男女共同参画推進施策の実施体制の強化につながっている。運営会議の定期的な開催など外部からの意見を柔軟に取り入れ、徐々に成果をあげている。
--

3 施設の概要

設置年月日	平成21年4月1日 (オープン記念式典は4月28日、一般利用開始は5月1日)
敷地面積(所有者)	土地面積733平方メートル、建築面積371平方メートル(群馬県)
主な施設(床面積、階数等)	延べ床面積1,773平方メートル、地上4階地下1階建
建設費	47,943千円(改修工事額)
備考	自治研修センターを改修して利用

◇入園料・利用料等 (円) ◇利用時間(休館日)

区分	金額	
別紙参照		開館時間 火曜日～金曜日 9時～17時(夜間利用がある場合には21時まで) 土・日・祝日 9時～17時 休館日 月曜日(月曜日が祝日の場合は直後の平日) 年末年始(12月29日～1月3日) 所長が指定する館内整備日

4 施設における実施事業

- (1)普及・啓発
とらいあんぐるんセミナー、とらいあんぐるんLGBT講演会、とらいあんぐるん防災基礎セミナーなど
- (2)人材育成
女子高生理工系チャレンジ支援、女性のためのハッピーキャリアセミナー、とらいあんぐるんサロン、大学生サマープログラムなど
- (3)活動支援
登録団体制度による自主活動支援、登録団体交流会、協働事業など
- (4)情報収集・提供
センター通信の発行、ホームページによる情報発信、図書貸し出し、男女共同参画に関する企画展示など
- (5)調査研究事業
男女共同参画データブック など
- (6)相談事業
女性電話相談、男性電話相談、ぐんまほほえみネット
- (7)貸室事業
大研修室(120名)、中研修室(60名)、小研修室(14名)、和室

5 管理運営コストの状況

施設の管理運営に係る収支 ※施設の管理運営に係る県の歳入・歳出を記載

(千円)

[illegible]

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
常勤職員	(5)	5	5	4	4	4	4
非常勤職員	5	5	5	5	5	5	5
合 計	5	10	10	9	9	9	9

7 施設利用の状況
年度別の利用者数

区 分	5年度※1	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
年間利用者総数(人)	14,538	8,038	4,458	4,725	12,964	13,109	12,724
有料利用者数(人)	7,870	4,415	2,571	2,273	3,999	4,017	4,025
無料利用者数(人)	6,668	3,623	1,887	2,452	8,965	9,092	8,699
目標利用者数(人)※2	—	—	—	—	—	—	—
施設稼働率(%)※3	—	—	—	—	—	—	—
稼働率対象施設(設備)	—						
利用者の主な増減理由	・元年度→2年度 コロナ禍による(センター側の休館、予約停止、各研修室の定員制限(最大1/2)、利用者側の会議・行事控えなど) ・3年度→4年度→5年度 コロナ禍からの回復のため						

※1 令和5年度末時点の利用者数

※2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

※3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区分	内 容
施設の必要性	・「男女共同参画基本法」に基づく「国の基本計画」において、男女共同参画センターは、研修、情報提供、相談等の多様な機能を有する重要な拠点と位置づけられている。 ・「群馬県男女共同参画推進条例」においては、第9条「県は、県民及び事業者が男女共同参画に関する理解を深めるため、学習機会の提供に努めること」、第12条「県は市町村、県民との協働に努め、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めること」、第18条「県は必要な相談体制の整備に努めること」が定められており、条例に基づく男女共同参画推進のために、ぐんま男女共同参画センターは必要な施設である。 ・男女共同参画センターは47都道府県全てに設置されている。 ・本県は、内閣府調査による男女共同参画の進捗を示す指標中(全国女性の参画マップ)、「自治会長に占める女性の割合」「市町村の審議会等委員に占める女性の割合」が全国47位である。県全体の推進、特に町村部における男女共同参画を底上げする役割があるため、直営での運営が望ましい。また、都道府県ジェンダーギャップ指数(三浦まり教授)についても、全4指標すべて全国35番前後と低迷しておりさらなる推進が必要である。 ・内閣府では「独立行政法人国立女性教育会館及び男女共同参画センターの機能強化に関するWG」がR4年度から継続して開催されており、今後の動向に注意が必要である。
指定管理者制度	・施設に関しては、ホール及び専用駐車場がないため、使用料収入の大幅増は望めない。利用者も全額減免である県庁所属が多い。 - 他の収入源を活用しても、赤字にならない事業運営は困難なので、指定管理の適用は実質的に不可能と思われる。
業務等の見直し	・貸室について、H29年度の包括外部監査において夜間開館の必要性について検討するよう意見が付されたことから、H31年に条例施行規則を改正した。(開館時間を原則午前9時から午後9時までとし、ただし書きで、平日において午後六時以降の利用者がいない日並びに土曜日及び日曜日並びに休日については、午前九時から午後五時までとする、とした。) ・県内全般におけるジェンダーギャップの解消が課題であり、様々なジェンダー平等施策を実施することが求められている。 ・センターで行う普及啓発事業・人材育成事業については、限られた人員・予算の中で、動画配信、オンライン配信など取り入れ、効果的・効率的な方法により、最低限の回数に減らして運営する努力をしている。 ・コロナ禍の中で困難を抱える女性の問題が浮き彫りになり、相談事業「ぐんま・ほほえみネット」や「生理用品配置促進事業」などの業務が純増となった。議会答弁も多く発生しており関心が高い分野である。R4.5.19に「困難女性支援法」が成立し、R6.4.1からの施行に向けて、引き続きの事業推進が必要不可欠である。
施設運営に当たっての課題	・貸室については、R5年度から原則として会計年度任用職員のみで運用しているが、休暇や打ち合わせなどで一部の会計年度任用職員が不在となる場合には、カウンター業務のために12階生活こども課男女共同参画室から正規職員が応援に行っている状態。土日や祝日も同様。